



2023年11月7日

各 位

会 社 名 N I S S O ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員兼CEO 清水 竜一
(コード番号：9332 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員兼CFO兼グループ企画本部長
早川 直規
(T E L . 0 4 5 - 5 1 4 - 4 3 2 3)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年11月30日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 39,352株
(3) 処分価額	1株につき773円 但し、当該時点における株価変動等諸般の状況を考慮の上で本自己株式処分にかかる最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2023年11月14日（以下「条件決定日」といいます。）の直前取引日における当社普通株式の終値（以下「東証終値」といいます。）が上記の金額を上回る場合には、条件決定日の直前取引日の東証終値とします。※
(4) 処分総額	30,419,096円 上記は本日現在における見込額であり、処分価額に39,352株を乗じた金額とします。※
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を除く。） 3名 27,715株 当社執行役員 1名 1,293株 子会社執行役員 8名 10,344株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

※本自己株式の処分価額の決定方法（処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨）

本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う場合、通常、処分決議日に全ての条件を決定します。

しかし、本自己株式処分においては、当社は本自己株式処分決議と同時に、自己株式取得の決議（詳細は当社の2023年11月7日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。）を公表しています。当該自己株式処分の公表に対する株式市場の受け止め方いかんによっては、本日（処分決議日）以降の当社の株価に影響があり得ます。当社としては、既存株主の利益にも配慮した公正な処分条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価上昇を反映せずに本自己株式の処分条件を決定することは、当該処分条件と本自己株式の処分時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害する恐れがあることから、株価の上昇を反映した上で本自己株式の処分条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、本日（処分決議日）からこれらの公表を受けた株価への反映のため一定期間を経過した日を条件決定日として設定しております。なお、本自

己株式の処分価額は、処分決議日時点の本自己株式の価値と条件決定日時点の本自己株式の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本自己株式の処分価額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

2. 処分の目的及び理由

当社子会社である日総工産株式会社は2019年5月17日付「取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、同社の取締役（社外取締役を除きます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2019年5月17日の取締役会で決議しております。また、当社は当社定款附則第3条にて当社設立の日から最初の定時株主総会までの期間の取締役の報酬としての譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を50百万円以内とすることを定めております。

これらを踏まえ、当社及び当社子会社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社グループの業績その他諸般の事情を勘案し、対象となる当社取締役3名に対し金銭報酬債権合計21,423,695円を、また、対象となる当社及び当社子会社の執行役員9名に対し金銭債権合計8,995,401円を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である当社取締役、当社執行役員及び当社子会社の執行役員（以下、総称して「割当対象者」といいます。）が当社に対する金銭報酬債権等の全部を現物出資財産として給付することにより、割当対象者に対し当社の普通株式39,352株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を本割当株式の払込期日から30年間としております。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、本割当株式の払込期日から30年間の間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間中、正当な理由により退任等した場合及び死亡により当社の取締役その他当社取締役会で定める地位から退任等した場合、本割当株式の全部について本譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時まで（以下、「本役務提供期間」といいます。ただし、当社及び当社子会社の執行役員の場合は本割当株式の払込期日から2024年3月31日とします。）に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、2023年10月から当該割当対象者が退任又は退職等した日を含む月までの月数を本役務提供期間にかかる月数で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とする。）に、本割当株式数を乗じた数（但し、計算の結果1株未満の端株が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式について譲渡制限を解除します。

(3) 無償取得事由

割当対象者が、正当な理由によらず当社の取締役その他当社取締役会で定める地位から退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、組織再編等承認日において各割当対象者が保有する本割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合、当社はこれを無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、「1. 処分の概要 ※本自己株式の処分価額の決定方法（処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨）」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、また、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前取引日（2023年11月6日）の東証終値である773円と条件決定日の直前取引日の東証終値を比較し、高い方の金額に本新株式の処分価額を最終的に決定いたします。かかる本自己株式の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上